

奈良県障害者総合支援センター管理規則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十一号

奈良県障害者総合支援センター管理規則の一部を改正する規則

奈良県障害者総合支援センター管理規則（昭和六十三年三月奈良県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、利用定員又は病床数は」を「又は利用定員は」に改め、同条の表中「、利用定員又は病床数」を「又は利用定員」に改め、同表条例第二条第一号に規定する事業の項中「百名」を「四十名」に改め、同表条例第二条第二号に規定する事業の項中「

四十名」を「三十名」に、「七十五名」を「六十五名」に、

就労継続支援	短期入所
--------	------

指定障害福祉サービス事業所	三十名
指定障害者支援施設に併設する指定障害福祉サービス事業所	三名

短期入所	指定障害者 指定障害福祉
------	-----------------

支援施設に併設する 祉サービス事業所	三名
-----------------------	----

に改め、同表条例第二条第四号に規定する事業の項

を次のように改める。

児童発達支援	十五名
--------	-----

